※33　個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。
※34　温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
※35　Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年９月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標のことを指す。
※36　関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港
※37　新規開業を目指し、一定期間試験的な開業ができる施設。
※38　水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板等の器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑え、その地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組。
※39　脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を図る港湾。
※40　2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの実現に向け、陸と海の30％以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。
※41　ＲＯＬＬ－ＯＮ／ＲＯＬＬ－ＯＦＦ船の略。貨物をトラックやフォークリフトで積み卸す（水平荷役方式）ために、船尾や船側ゲートを有する船舶。

○国土交通省告示第千二十号

中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第十二条第三項において準用する第十一条第三項の規定に基づき、中部圏開発整備計画を次のように変更したので、同法第十二条第三項において準用する第十一条第五項及び中部圏開発整備法施行規則（昭和四十三年総理府令第四十号）第一条の規定により公表する。

令和八年八月三日　　国土交通大臣　金子　恭之

中部圏開発整備計画

＜目次＞

序説
第１部第１章　目指す国土の姿
第１部第２章　中部圏の現状と課題
　第１節　中部圏の現状
　第２節　中部圏の課題
第１部第３章　中部圏の将来像とその実現のための施策
　第１節　人口規模の将来見通し等
　第２節　区域の指定等
　第３節　将来像・目標
第２部　施設の整備計画

序説

１．計画の性格

この計画は、中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）に基づいて作成するものであって、第１部及び第２部の２つの部分により構成する。

第１部は、中部圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他中部圏の開発及び整備に関して基本となるべき事項並びに都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項を定めたものである。

また、第２部は、中部圏の区域のうち、道路、鉄道等、中部圏開発整備法第９条第１項第３号に規定する各種施設の整備に関し、その根幹となるべきものを定めたものである。

２．計画の対象区域と期間

本計画の対象区域は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域である。

中部圏開発整備法に基づき、本計画は、国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）との調和が保たれたものとなっている。そのため、本計画の計画期間も、国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）と同一である※１。計画の進捗状況を点検・公表していくとともに、本計画と関連する主要な計画が策定又は改定された場合や、社会経済情勢の変化があった場合においては、弾力的な運用又は見直しを行う。

また、第２部で定める中部圏開発整備法第９条第１項第３号に規定する各種施設の整備に関し、その根幹となるべきものは、いずれも該当地域の属する区域の国土形成計画（広域地方計画）に記されたプロジェクトと同一であり、本計画の第２部本文ではその一部を例示として記載している。全体像については、該当地域の属する区域の国土形成計画（広域地方計画）の内容を参照されたい。

３．計画の推進

⑴　一体的な推進体制

本計画の推進に当たっては、国、県、市町村、経済界等の多様な主体が、十分に連携・協働を図りつつ、計画が描く将来像の実現に向けた各種施策の展開・具体化を推進する。また、中部圏開発整備地方協議会等の既存の中部圏の統括的な組織との緊密な連携により、計画を推進する。

⑵　多様な主体との連携

本計画を推進するため、行政のみならず、住民・ＮＰＯ・大学・企業等の多様な主体を地域づくりの担い手と位置付け、これらの主体が従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や、公と私との中間的な領域で協働するという考え方に立って、多様な民間主体の発意・活動を積極的に地域づくりにいかす取組を促進する。

⑶　他計画・施策との連携

本計画を効果的に実施するため、隣接圏域の広域地方計画、社会資本整備重点計画及び同計画に基づく地方ブロックにおける社会資本整備重点計画、交通政策基本計画、国土強靱化基本計画、国土強靱化実施中期計画、地方創生に関する総合戦略、地域未来戦略における地域の戦略産業クラスター計画及び地域産業成長プラン、防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、国土利用に関する諸計画、半島地域及び離島の振興に関する方針等の各種計画との連携を強化する。

＜本計画に示す圏域の名称、定義などについて＞

本計画における圏域の定義は以下の通りとする。ただし、圏域や地域の定量的データなどを示す場合であって、下記定義と異なる定義を用いる場合には注釈にて補足する。

・中部圏：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県を一体とした区域。
・名古屋圏：愛知県、岐阜県及び三重県を一体とした区域。
・中部５県：長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県を一体とした区域。
・北陸圏：富山県、石川県及び福井県を一体とした区域。
・中京大都市圏：名古屋大都市圏と社会的・経済的な結びつきが強く、一体性の強い産業集積を有する広域な都市圏（名古屋大都市圏を取り囲み、中部５県に跨がる、名古屋を中心に80～100㎞の範囲に展開する長野県飯田下伊那地域、岐阜県中津川地域、静岡県遠州地域、愛知県東三河地域、三重県中勢地域等を含む都市圏）をいう。

第１部第１章　目指す国土の姿

我が国の「目指す国土の姿」として、「新時代に地域力をつなぐ国土　～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～」を掲げ、未曽有の人口減少、少子高齢化の加速を始めとする様々な危機・難局に直面する地方において、国土全体にわたって人々が生き生きと安心して暮らし続けていくことができるよう、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、若者世代を始めとした人々の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方の選択肢を広げ、地方への人の流れの創出・拡大によって地方の人口減少・流出の流れを変えていくことなど、新たな時代への刷新にチャレンジする地域を支える国土の形成を目指すこととする。

「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向け、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を図ることにより、広域レベルの高次の都市機能から、生活に身近な地域のコミュニティ機能まで、重層的な生活・経済圏域の形成を通じて、持続可能な形で機能や役割が発揮される国土構造の実現を目指す。